

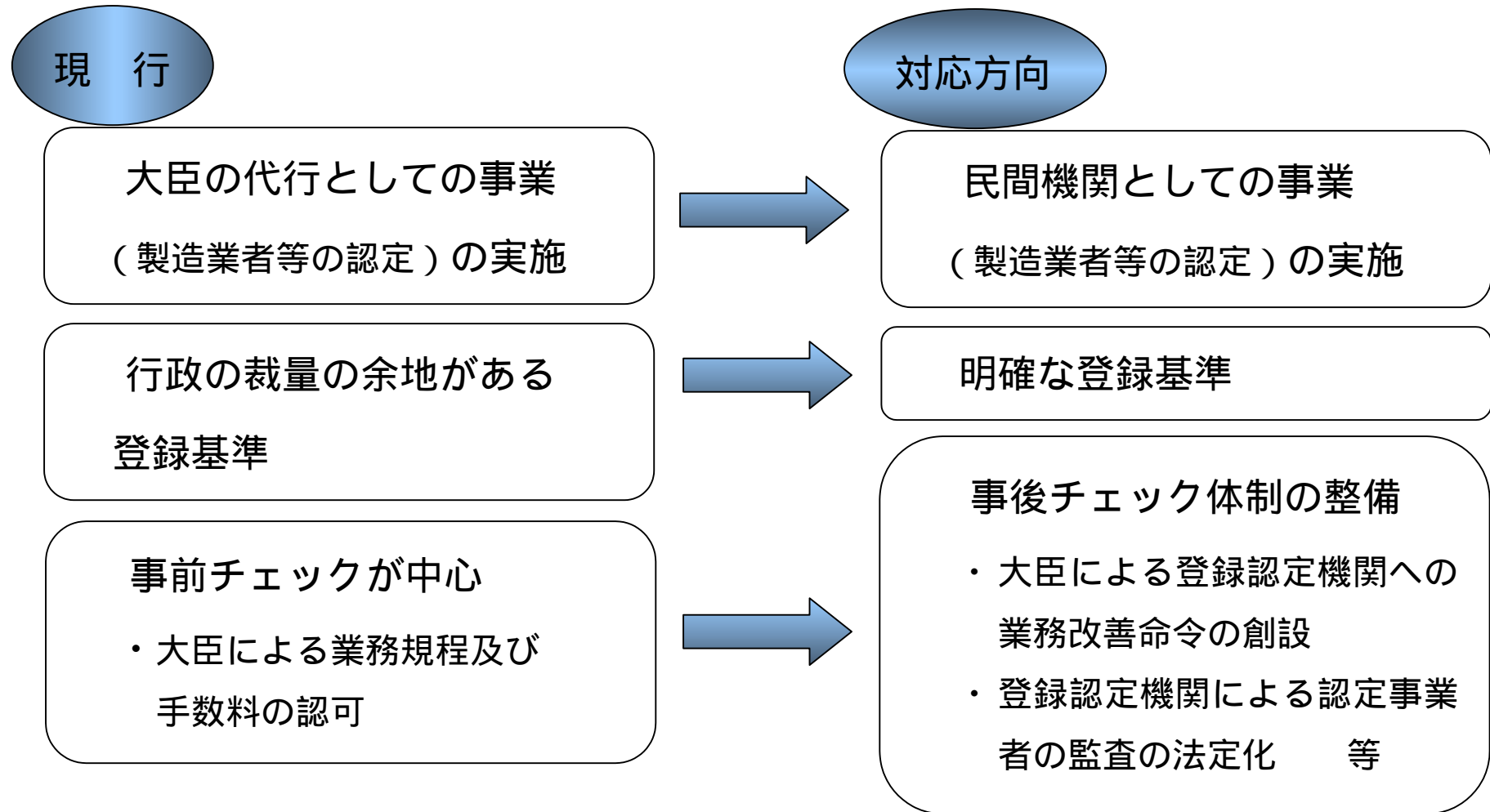
「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」 に係る J A S 制度の対応方向（案）

．「改革実施計画」に係る J A S 制度の対応方向（登録認定機関を例として）	．．． 1
1．登録認定機関の登録（入口）における関与の仕方	．．． 2
2．登録認定機関の業務実施（中間）における関与の仕方	．．． 7
3．登録認定機関、認定事業者の取消等（出口）における関与の仕方	．．． 9
．有機 J A S に係る登録認定機関に対する関与の仕方（論点提示）	．． 1 2
．登録格付機関による格付の扱い（論点提示）	．． 1 6
．都道府県及び農林水産消費技術センターによる格付の扱い（論点提示）	．． 1 8

平成 1 5 年 1 1 月
農 林 水 産 省

・「改革実施計画」に係るJAS制度の対応方向（登録認定機関を例として）

登録認定機関に対する国の関与の仕方を見直す。



1. 登録認定機関の登録（入口）における関与の仕方

現 行

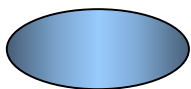
行政の裁量の余地がある
登録基準
必要な人員及び公正性の要件
等を法律でなく告示等で規定
十分な経理的基礎の有無を行政が裁量的に判断

業務規程、手数料の認可制
（認可の際、実態的には
ISOガイドを参考に審査）

対応方向

登録基準の明確化
「告示等でなく法律で規定」又は「ISOガイドを法律で引用」
財務諸表の開示の義務づけ
（申請事業者が自らの責任で
登録認定機関の適否を判断）

業務規程、手数料の届出制



登録認定機関の登録基準について

現行法では、申請者が次の登録要件を満たしていれば、農林水産大臣に登録の義務がある。(J A S 法第 1 6 条第 2 項)

1 . 認定業務に必要な資格・人員等 (詳細は告示で規定)

認定業務に従事する者の資格・人員及び認定業務の管理に関する事項が大臣の定める基準に適合していること (J A S 法第 1 7 条の 6 で準用する第 1 6 条第 2 項第 1 号)

大臣が定める基準 (告示) の例

認定業務に従事する者の資格 :

大学以上卒業者 (飲食料品の製造・加工に関する授業科目の単位取得が必要条件) かつ飲食料品の製造・加工・検査等の実務に 3 年以上 (うち品質管理・品質保証の実務経験 2 年以上) 従事した者

高校卒業者 (飲食料品の製造・加工に関する授業科目の単位取得が必要条件) かつ飲食料品の製造・加工・検査等の実務に 4 年以上 (うち品質管理・品質保証の実務経験 3 年以上) 従事した者

飲食料品の製造・加工・検査等の実務に 5 年以上 (うち品質管理・品質保証の実務経験 3 年以上) 従事した者

上記と同等以上の資格を有する者

地鶏肉、有機農産物、林産物等に関する規格については、上記に準じて畜産物、農産物の生産や林業等の修学や実務経験が要件として定められている。

認定業務に従事する者の人員 :

審査に従事する者は、2 名以上で審査対象工場の規模・数に応じて必要な数

判定に従事する者は、1 名以上で判定対象工場数に応じて必要な数

審査とは、認定の技術的基準への適合性を評価すること。

判定とは、審査結果に基づき認定するかどうかを決定すること。

認定業務の管理に関する事項 :

認定業務規程において、認定業務を適切に行うための方針及び審査部門と判定部門の分離が定められていること。

内部監査体制が確立されていること。

2 . 十分な経理的基礎 (詳細は通知で規定)

認定を的確かつ円滑に行うのに十分な経理的基礎を有する法人であること (J A S 法第 1 7 条の 6 で準用する第 1 6 条第 2 項第 2 号)

登録認定機関の登録等に関する要領 (通知)

農林水産大臣は、申請者が次に該当する場合は登録を行わない。

○ 申請者の経理の状況について、累積欠損が生じている場合

3 . 業務の公正な実施 (詳細は通知で規定)

役員、農林水産省令で定める構成員又は職員の構成が、認定の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと (J A S 法第 1 7 条の 6 で準用する第 1 6 条第 2 項第 3 号)

農林水産省令で定める構成員

- ・ 社団法人、合名会社、合資会社、有限会社 : 社員
- ・ 株式会社 : 株主
- ・ その他の法人 : 上記に準ずる者

登録認定機関の登録等に関する要領（通知）

農林水産大臣は、申請者が次に該当する場合は登録を行わない。

- 役員等の構成が次の事由で、認定の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき：
- ・ 認定の対象となる農林物資の業界関係者、同一の親族又は特定の企業の関係者が、原則として役員現在数の2分の1を超えている場合
- ・ 株式会社では、個人、同一の親族又は特定の企業の関係者が、発行済株式総数の50%を超えている場合

認定に関する業務以外の業務を行うことによって、認定が不公正になるおそれがないこと（JAS法第17条の6で準用する第16条第2項第4号）

登録認定機関の登録等に関する要領（通知）

農林水産大臣は、申請者が次に該当する場合は登録を行わない。

- 申請者が行う認定の業務以外のその他の業務について、当該業務が認定の対象となる農林物資の製造・販売等に係るものである場合、コンサルタント業務である場合その他認定が不公正になるおそれがあると認められる場合

登録認定機関の認定業務規程の認可

現行法では、登録認定機関は認定業務規程を定め、農林水産大臣の認可を受ける必要がある。（JAS法第17条の6で準用する第17条の2）

- 認可の基準は法定化されていない。（ただし、通知においてISOガイド及び（有機については）コーデックスガイドラインを参考と

して審査することが定められている。

- 認定業務規程が認定の公正な実施上不適当と認める場合、大臣は、当該規程の変更を命ずることができる。

登録認定機関の認定手数料の認可

現行法では、登録認定機関は認定手数料について、農林水産大臣の認可を受ける必要がある。（JAS法第15条）

- 認可の基準は次のとおり（JAS法施行令第5条）

手数料の額が、認定業務の適正な実施に要する費用の額を超えないこと。

特定の者に対して不当な差別的扱いをするものでないこと。

登録格付機関について

登録格付機関の登録基準、格付業務規程の認可及び格付手数料の認可は、登録認定機関とほぼ同様の内容となっている。

ただし、登録認定機関と異なり、登録基準において「機械器具その他の設備」についても品目ごとに農林水産大臣が定める基準に適合すべき旨が定められている。

大臣が定める基準（告示）の例（食用植物油脂）

格付のために使用する機械器具その他の設備：

ロビボンド比色計、アップ屈折計、曇り点測定装置、水分測定装置、ガスクロマトグラフ装置、恒温水槽、定温乾燥器、天びん（感量が0.1mg以下のもの）、比重瓶、温度計、冷蔵庫、ガラス器具及び雑器具

対応方向

1．登録基準の法定化

登録基準を政令、省令、告示、通知ではなく、すべて法律に明記する必要がある。

2．業務規程及び手数料は届出制に

登録以外の事前チェックの手段として位置づけられ、また行政の裁量の余地が大きいとの指摘を受けている「認定業務規程及び認定手数料の認可制」については、「届出制」に変える必要がある。

3．客観的な登録基準による一元的なチェック

上記1．2．を考慮に入れ、現在、業務規程及び手数料の認可の際にチェックしている項目を可能な限り登録基準に含めて明確化し、登録の際に一元的にチェックする仕組みとすれば、登録認定機関の公正性等は担保されるのではないか。

4．新たな登録基準（ISOガイドの引用も含めた検討）

新たな登録基準については、現行で政令、省令、告示、通知において定められているものをすべて法律に明記するだけという対応も考えられるが、新たな登録基準を行政の裁量の余地のない事前チェックを行うための包括的な要件としてとらえ、ISO（国際標準化機構）が定めた製

品認証機関に対する一般要求事項（以下「ISOガイド」という）を登録基準として引用することも考えられる。

註1：ISOとは、製品やサービスの国際交流及び国際協力を助長することを目的として、国際標準の制定及びその関連活動を行っている機関で、各国の標準化機関から構成される。

註2：登録基準としてISOガイドを引用している法令として、薬事法の例があるほか、工業標準化法でも引用が検討されている。

ISOガイドには、現行の登録基準には定められていない「認証機関による認証取消権限」、「認証事業者に関する機密保持」、「認証事業者に対するサーベイランス」等が定められており、基準として網羅的なものとなっている。

また、ISOガイドは欧米の有機農産物等の認証機関の審査基準としても用いられており、登録基準について、国際的な整合性を確保する観点からも好ましいのではないか。

なお、「改革実施計画」の実施に当たっては、財務諸表の開示を義務づけることで、経理的基礎は登録要件としないこととされている。他方、ISOガイドでは「認証システムの運営に必要な財政的安定性及び経営資源を持つこと」とされているが、¹のような国際的な整合性の確保の観点を踏まえ、これをどう考えるか。

(参考) ISO/IECガイド65 (製品認証機関に対する一般要求事項) について

1. 適用範囲

製品認証業務を行う第三者機関が、適格であり信頼できると認められるために遵守しなければならない一般要求事項を規定。

- ・製品認証とは、事業者が供給する製品・プロセスなどが、特定の規格へ適合しているかどうかを第三者機関が評価し、認証を付与すること。
- ・製品認証システムは、初回評価及びサーベイランスの組み合わせで構成される。

2. 要求事項の概要

(1) 一般

製品認証機関が業務を行う方針、手順及び運用は、差別的でないこと。

(2) 組織

- ・認証に関する決定は、当該評価の実施者以外の者が行うこと。
- ・賠償責任などの債務に対して適切な備えがあること。
- ・認証システムの運営に必要な財政的安定性及び経営資源（人、もの及び財）を持つこと。
- ・関連機関の活動によって、認証の機密保持、客観性又は公平性が影響されないこと。

（認証の対象製品と同じ製品の設計・供給を行わない。申請者に対する助言及びコンサルタント・サービスを行わない。等）

(3) 運営・手続・記録等

認証機関は、関連する規格又は認証システムに係るサンプリング、試験、検査などのその他の要求事項を指定する。

認証機関は、認証の授与、維持、取消し、再評価等の条件及び手続を

定め、文書化する。

それらの手順の実施に当たっては、記録を管理・保持し、処分する。

(4) 内部監査

認証機関は、計画的かつ体系的な方法で全ての手順について定期的な内部監査を実施する。

(5) 機密保持

認証機関は、認証活動の過程において得られる情報の機密を保護するための適切な取決めを持ち、法律等で定められる場合を除き、その供給者の書面での同意がない限り第三者に開示しない。

(6) 要員（認証に必要な検査・審査を行う者、判定する者等）

認証機関は、要員の適格性に関する最低限の基準を定め、各認証要員の関連する資格等の情報を保持し、最新の状態を維持する。

(7) 異議申立て

認証機関は、供給者等から持ち込まれる異議申立て、苦情及び紛争を定められた手順に従って処理し、記録を保持する。

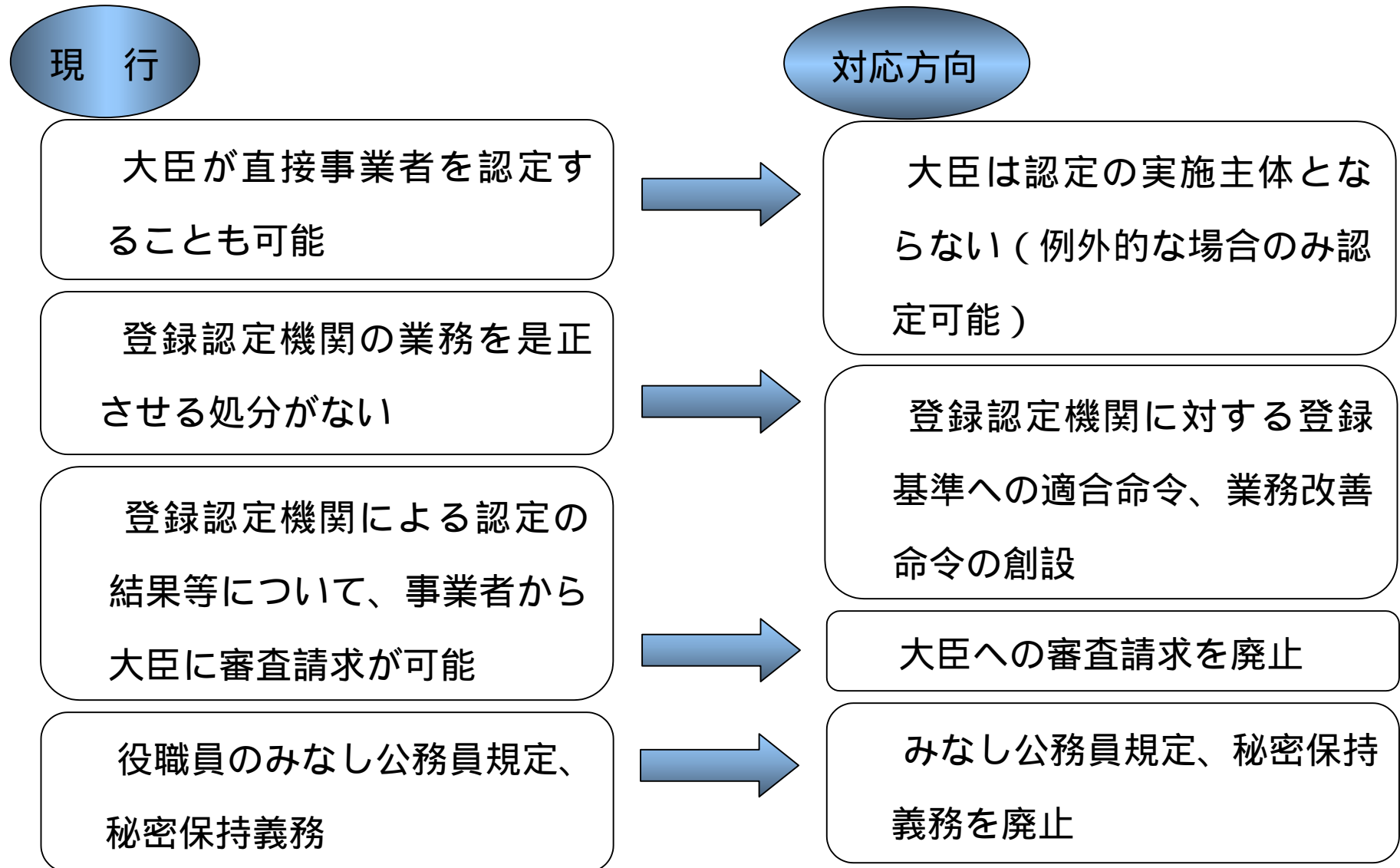
(8) サーベイランス

認証機関は、サーベイランスを実施する文書化した手順を持ち、活動を記録する。また、供給者に対し、製品の適合性に影響を与える変更は全て認証機関に通知するよう要求する。

(9) ロゴマーク等の管理

認証機関は、認証書及びマークの所有権、使用及び表示を適切に管理する。

2．登録認定機関の業務実施（中間）における関与の仕方



現 行

1．大臣による事業者の認定

法律上、限定なく大臣による事業者の認定が可能となっている。(J A S 法第 1 5 条)

2．登録認定機関に対する行政処分

認定業務停止命令又は登録取消(J A S 法第 1 7 条の 6 で準用する第 1 7 条の 4)はあるが、登録認定機関の業務を是正させる処分がない。

3．登録認定機関の処分に関する大臣への審査請求

J A S 法の規定による登録認定機関の処分又は不作為について不服がある者は、農林水産大臣に対して行政不服審査法による審査請求が可能。(J A S 法第 2 1 条の 2)

行政代行機関が行う処分等への不服について、行政庁に対して審査を請求できること。(法律に定めがある場合に限る。)

4．登録認定機関の役職員についてのみなし公務員規定、秘密保持義務 (J A S 法第 1 7 条の 8)

みなし公務員規定により、公務執行妨害罪、公文書偽造罪、収賄罪、贈賄罪等が適用される。

秘密保持義務違反の場合、J A S 法第 1 7 条の 4 第 2 項第 4 号の規定により登録取消又は認定業務停止の対象となる。

対応方向

1．行政代行性のない民間機関による認定が基本

大臣自らは認定の実施主体とならないことが原則。

ただし、登録認定機関が存在しない場合、又は天災等の理由により登録認定機関の業務を実施することが困難な場合については、例外的な大臣認定を暫定的に可能とする方向で検討。

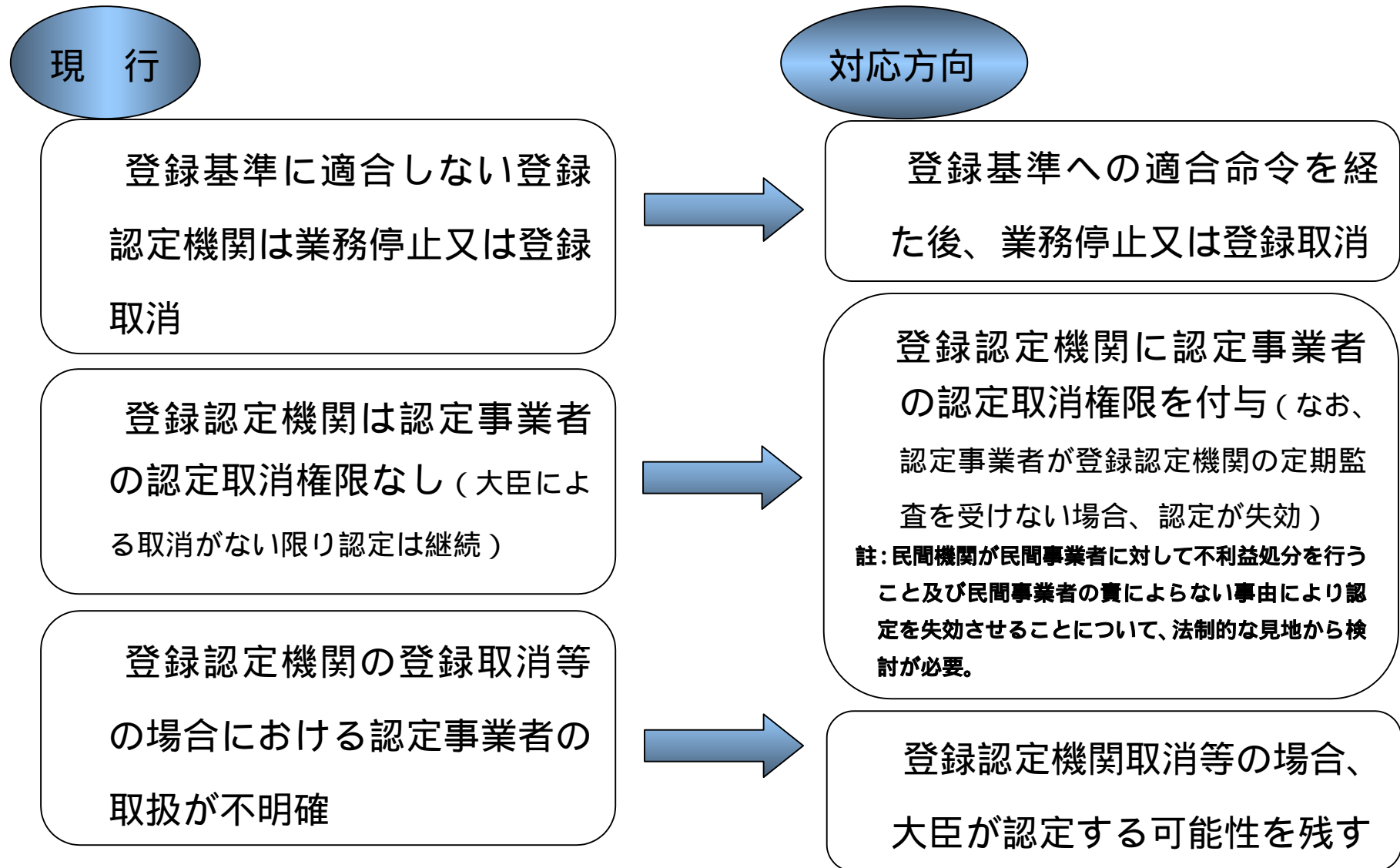
2．登録認定機関に対する適合命令、業務改善命令を創設

認定業務規程及び認定手数料の認可制が届出制となることを踏まえ、事後チェック手段として、認定業務の迅速かつ的確な是正を可能とする観点から、登録認定機関に対する登録基準への適合命令及び業務改善命令を創設する。

3．大臣への審査請求、役職員のみなし公務員規定及び秘密保持義務は廃止

登録認定機関が行政代行でなく、民間機関として認定業務を実施する観点からの見直しとして、大臣に対する審査請求、役職員のみなし公務員規定及び秘密保持義務は廃止する。

3．登録認定機関、認定事業者の取消等（出口）における関与の仕方



現 行

1．登録認定機関の業務停止又は登録取消

登録認定機関が 登録基準に適合しなくなった場合、 業務規程によらず認定を行った場合、 不正な手段で登録を受けた場合等には、大臣は直ちに認定業務停止命令又は登録取消を行うことができる。(J A S 法第 1 7 条の 6 で準用する第 1 7 条の 4 第 2 項)

2．認定事業者の認定取消

認定事業者が 認定の技術的基準に適合しなくなった場合、格付によらず製品に J A S マークを付して販売等を行った場合、 不正な手段で認定を受けた場合、 格付の改善命令又はマークの除去・抹消命令に違反した場合等に、大臣は当該事業者の認定を取消することができる。(J A S 法第 1 5 条の 5)
なお、登録認定機関には認定取消権限がない。

3．登録認定機関の登録取消等の場合の認定事業者の取扱い

登録認定機関が 認定業務を廃止した場合、 認定業務停止命令又は登録取消を受けた場合等における、当該認定機関の認定を受けた認定事業者の取扱いが規定されていない。

対応方向

1．適合命令、業務改善命令を経て業務停止又は登録取消

基本的に、認定業務停止命令又は登録取消の前に、登録基準への適合命令又は業務改善命令を行うこととする。

2．登録認定機関による認定取消権限

登録認定機関に認定事業者の認定取消権限を付与。(登録基準として、認証機関による認定取消を前提とする I S O ガイドを採用した場合には、整合性を確保する観点からも必要)

大臣による認定取消は、例外的な大臣認定に限定するか。

また、認定事業者は、認定を受けた登録認定機関による定期監査を受けることを法定化し、定期監査を受けない場合は認定が失効することを検討。

註：民間機関が民間事業者に対して不利益処分を行うこと、及び民間事業者の責によらない事由により認定を失効させることについては、法制的な見地から検討が必要。

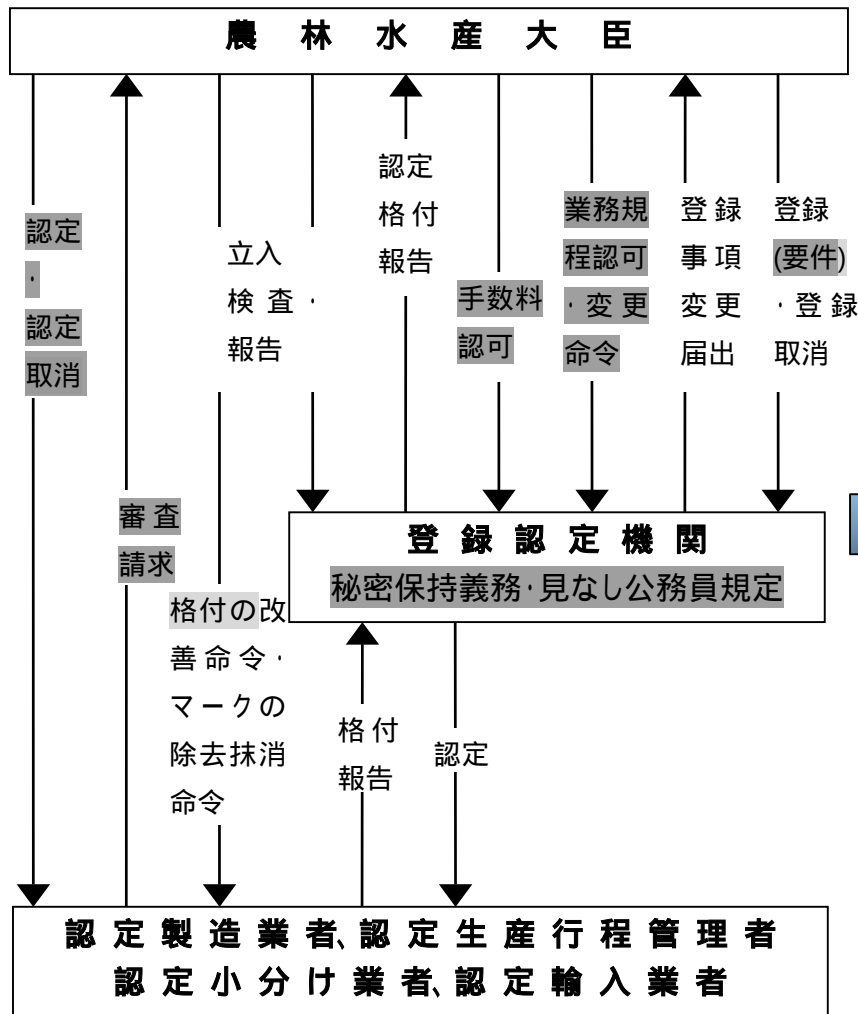
3．登録認定機関の登録取消等の場合における措置

認定を受けた登録認定機関が登録取消等となった場合、認定事業者は、他の登録認定機関による認定を受けることとする。

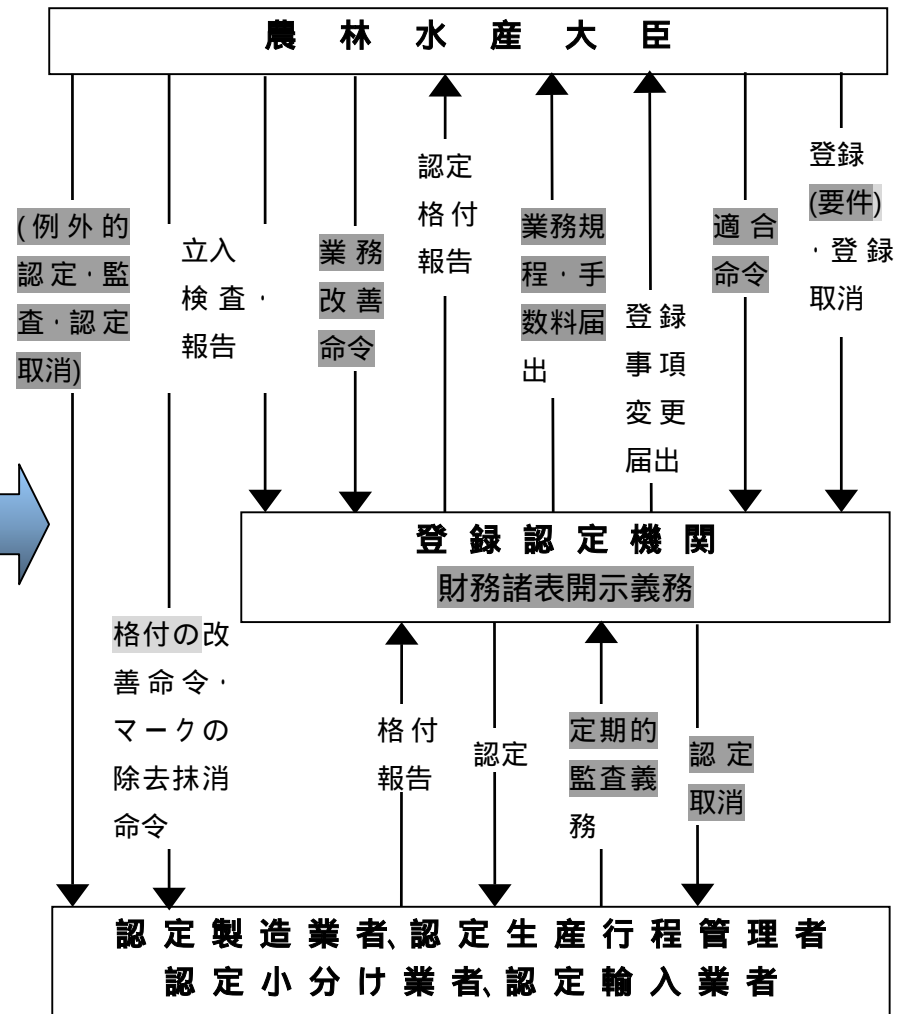
他に登録認定機関が存在しない又は天災等の理由により認定業務を実施することが困難な場合は、例外的な大臣認定として扱い、国(又は農林水産消費技術センター)による定期監査を受けることを検討。

(参考) 登録認定機関に対する国の関与の仕方の見直し案 (一覧)

現 行



対応方向



・有機 J A S に係る登録認定機関に対する国の関与の仕方（論点提示）

論 点

有機 J A S についても他の品目と同様の取扱としてよいのか

「改革実施計画」において、「有機食品の規格に関しては、その制度導入の背景や、食品に対する国民の信頼回復の状況を注視しつつ、新たに導入を予定している消費者が食品の生産履歴情報を入手できる仕組みと併せ、登録機関による実施の方向で平成 17 年度までに検討し、結論を得る。」とされている。

有機 J A S 規格に係る登録認定機関に対する国の関与の仕方については、基本的に、制度のわかりやすさ及びその統一的な運用を図る観点から、他の品目と同様の取扱とすることが適当ではないか。

ただし、有機 J A S 規格は、他の J A S 規格と比べ、

- (1) 各国の制度との同等性が問われる場面が多く、各国が参照しているコーデックス（F A O / W H O 合同食品規格委員会）のガイドラインとの整合性を考慮する必要がある
 - (2) 表示規制とリンクした規格である
- といった特色を有していることを考慮する必要がある。

コーデックスガイドラインとの関係では、生産の方法のほ

か、検査認証システムが規定されていることを踏まえ、特に以下の 2 点について考慮する必要がある。

- (a) 検査認証機関は、公的に「認可」されたものであること。
- (b) 秘密保持義務があること。

表示規制との関係では、「有機」「オーガニック」等と表示するためには、有機 J A S マークを付ける必要があることから、有機 J A S 規格が表示の信頼性を担保する上で重要な役割を担っていることを考慮する必要がある。（農林水産省としても、有機 J A S について重点的に監視を実施している）

・で検討してきたように、客観的かつ包括的な登録基準を設定することにより、及び がクリアされれば、有機 J A S 規格についても他の品目と同様の取扱とすることが適当ではないか。

註：「消費者が食品の生産履歴情報を入手できる仕組み」である生産情報公表 J A S 規格については、表示規制を行っていないこと及び対応する国際規格がないことから、他の品目と同様の取扱とする。

(参考) コーデックスガイドラインについて

コーデックス有機生産食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン(Guidelines for the production, processing, labeling and ,marketing of organically produced foods (抜粋))

第 1 章 適用範囲

1.1 このガイドラインは、有機的な生産方法について言及した表示を付した、あるいは付そうとする以下の産品に適用する：

- (a) 未加工の植物及び植物からの産品、付属書 1（註：有機的生産の原則）及び 3（註：後述）に規定されている生産の原則及び特定の検査規則の範囲での家畜及び畜産物、及び
- (b) 上記(a)を原料とした人間の消費に供する加工農作物及び加工畜産物

第 6 章 検査及び認証システム

6.1 検査及び認証システムは、有機的に生産された食品の表示及び強調表示（claims）を証明するために用いられるものである。システムを作成する際には「食品の輸出入の検査・認証のための原則」、そして「食品輸出入検査・認証制度の設計、運営、評価、及び認可のためのガイドライン」¹⁷を考慮すべきである。

脚注 17：ISO ガイド 65 等の他の承認済み国際基準をも参照のこと

6.2 所管官庁は、パラ 1.1 に規定される産品の生産、調製又は輸入を行うオペレーターが属すべきである、一つ以上の指定当局及び / 又は公的に認可された検査・認証団体¹⁸によって運営される検査システムを確立すべきである。

脚注 18：有機の承認過程においては、「認証団体」あるいは「検査団体」が行う認証という言い方がされることが多い。同一の団体がこれらの機能を行う場合には、そこでは検査と認証の役割を明確に分離しなければならない。

6.5 公的に認可された検査及び認証機関としての認可 (approval)を完結するために、所管官庁やその指定者は、その評価を行うに際して、以下の事項を考慮すべきである。

- (a) 遵守されるべき標準的な検査・認証手続。これには、検査方法及び検査を受けるオペレーターに当該団体が課そうとする事前措置の詳細な説明が含まれる。
- (b) 違法 / 違反が発見された場合に当該団体が適用しようとする罰則
- (c) 能力のある職員、管理及び技術的な施設、検査の経験及び信頼性という形でみて十分な資源があるか、またそれらが適切に利用される状態にあるかどうか
- (d) 当該団体の、検査を受けるオペレーターに関する客観性

6.6 所管官庁又はその指定者は、以下のことを行うべきである。

- (a) 検査あるいは認証団体が代表して実施する検査の客観性の確保
- (b) 検査の有効性の確認
- (c) すべての発見された違法行為及び / 又は違反及び適用された罰則の把握

(d) (a)及び(b)にいう要件を満たすことができない場合、パラ 6.5 に示された判断基準をもはや満たさなくなった場合、あるいはパラ 6.7 から 6.9 に規定された要件を満たさなくなった場合の、認証団体又は当局に対する認可の取消

6.7 パラ 6.2 にいう、公的及び／又は公的に認可された認証団体又は当局は、

(a) 少なくとも付属書 3 で規定されている検査方法及び事前措置が、検査対象である事業に確実に適用されるようにすべきであり、かつ、

(b) 検査又は認証活動の結果得られた秘密情報及びデータを、当該事業に責任を持つ者及び所管官庁以外の者に公開すべきではない。

6.8 公的又は公的に認可された検査・認証団体又は当局は、以下のことを行うべきである。

(a) 政府所管官庁又はその指定者が、監査のためにその事務所及び施設に立ち入り、そこに属するオペレーターに対する不定期の監査のため、オペレーターの施設に立ち入ることができるようにし、また、本ガイドラインに従った義務を遂行するために政府所管官庁あるいは指定者が必要であると考えらるあらゆる情報及び支援を提供すること

(b) 政府所管官庁又はその指定者に、毎年、前年における検査対象であるオペレーターのリストを送付するとともに、簡潔な年次報告書を上述の所管官庁に提出すること

6.9 パラ 6.2 にいう指定された当局及び公的あるいは公的に認可された検査及び／又は認証機関は、

(a) 第 3 章及び第 4 章又は付属書 3 にいう措置の履行に違反が発見

された場合には、有機的生産方法に関してパラ 1.2 (略) で規定された表記が、全ロット又は当該違反の影響を受けた生産単位から確実に除去されるようにすべきである。

(b) 明白な違反又は長期的な影響のある違反が発見された場合には、当該オペレーターが有機的生産方法に関する表記を付した産品を販売することを、所管官庁又はその指定者と合意した期間において禁止すべきである。

（付属書 3）検査あるいは認証制度の下での最小限の検査の要件及び事前措置

- 1 .本ガイドライン第 3 章に従って表示される産品が国際的に合意された実践に合致していることを証明するためには、食物連鎖全体にわたる検査措置が必要である。公的あるいは公的に認可された認証団体又は当局、及び所管官庁は、本ガイドラインに従った政策及び手続を確立すべきである。
- 2 . 検査団体が、書面にした、及び / 又は文書化された記録を入手し、検査体制の下にある施設に立ち入りを可能とすることが不可欠である。検査の下にあるオペレーターは、所管官庁あるいはその委任する当局による立ち入りを認めるべきであり、第三者機関による監査目的のために必要なあらゆる情報を提供すべきである。

A . 生産ユニット

- 9 . 公的あるいは公的に認可された認証団体又は当局は、ユニットの総合的な実地検査が少なくとも年 1 回は確実に行われるようにすべきである。本ガイドラインのリストにない産品について、その使用が疑われる場合には、その試験に用いるサンプルを採取することができる。検査報告書は、立入検査毎に作成しなければならない。それに加え、必要に応じてあるいは不定期に、事前の通告無しの視察も行わなければならない。
- 10 . オペレーターは、検査目的のために認証団体又は当局に対し、貯蔵・生産を行う保有地及び土地区画、並びに会計書類及び関係書類を開示すべきである。また、オペレーターは、検査の目的に必要なと考えられるあらゆる情報を検査団体に提供すべきである。

B . 調製、包装ユニット

- 4 . 公的あるいは公的に認可された認証団体又は当局は、ユニットの総合的な実地検査が、少なくとも年 1 回は確実に行われるようにすべきである。本ガイドラインのリストにない産品について、その使用が疑われる場合には、その試験に用いるサンプルを採取することができる。検査を受けたユニットの責任者が連名で署名した検査報告書を、立入検査毎に作成しなければならない。それに加え、必要に応じて、あるいは不定期に、事前の通告無しの視察も行われるべきである。
- 5 . オペレーターは、検査目的のために公的あるいは公的に認可された認証団体あるいは当局に対し、ユニット並びに書面にした会計書類及び関係書類を開示しなければならない。また、オペレーターは、検査の目的に必要なあらゆる情報を検査団体に提供すべきである。

・登録格付機関による格付の扱い（論点提示）

論 点

登録格付機関による格付の制度は、廃止又は縮小してはどうか

平成１１年のＪＡＳ法改正により、登録認定機関に認定された製造業者等による自己格付が主流となり、登録格付機関の業務は、認定を受けていない一般製造業者の製品に対する種格付（ロットごとにサンプリングを行い、検査・格付）のみとなった。実態としても最近は、ＪＡＳ規格の廃止又は格付ニーズの低下等により登録格付機関の業務を廃止する法人が増える一方で、登録格付機関の新規登録はなく、今後ともその可能性は低いと見込まれる。

ＪＡＳ規格の内容を見ても、製造方法等が指定されている品目や原材料（食品添加物等）が限定されている品目が多い。このため、格付にあたり原材料の使用や製造方法といった生産工程の把握が必要であり、実態として最終製品のみを検査による種格付では対応できない。

最終製品の検査だけでなく、製造業者等の日頃の業務の実態を把握できる登録認定機関制度のほうが、ＪＡＳマークが付された商品の信頼性の向上に資するのではないかと考えられる。

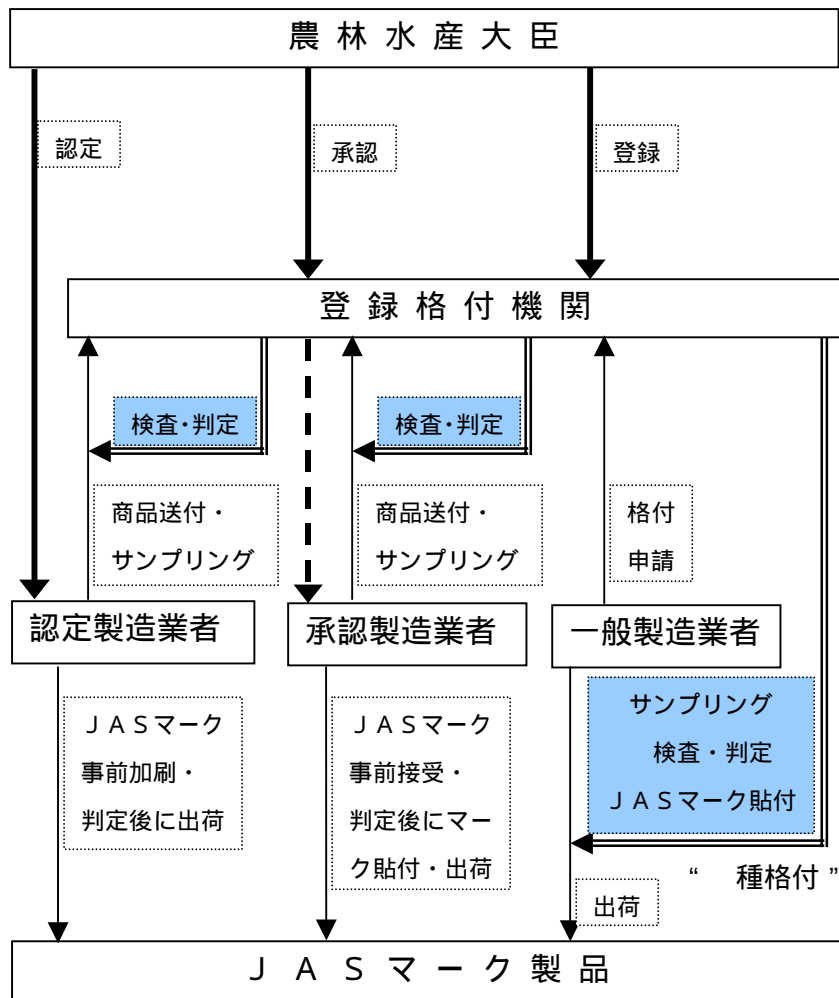
以上の点を踏まえると、登録格付機関制度については、廃止又は縮小の方向で検討していくべきではないかと考えられる。

他方、今後も

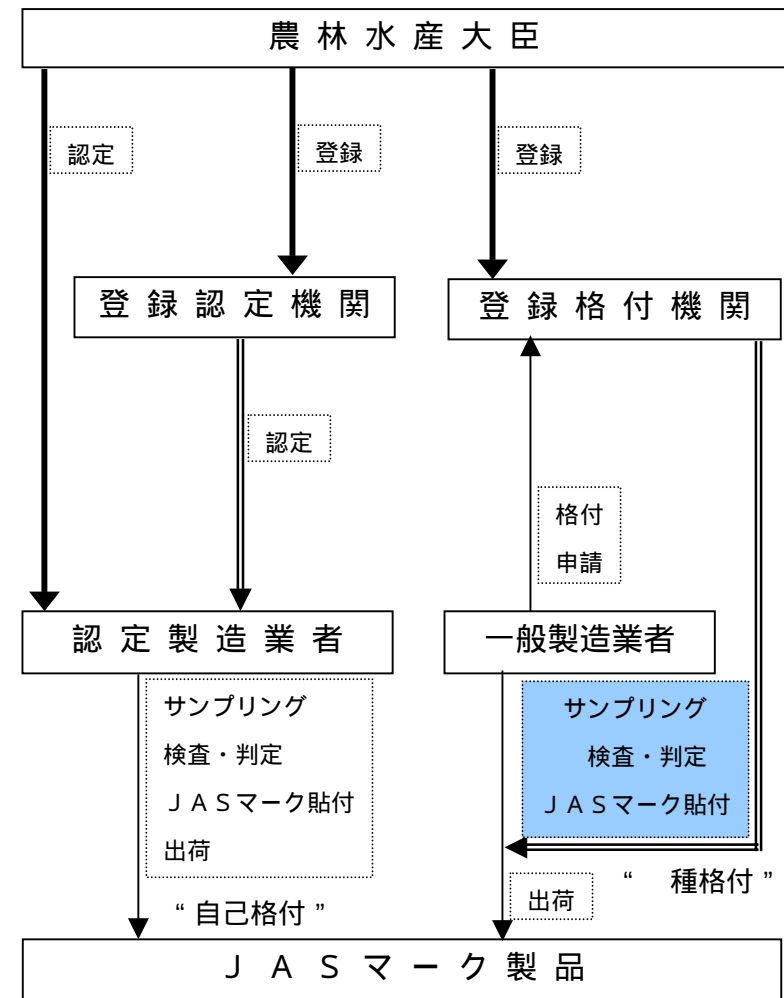
- ・ 従来より種格付が行われていた畳表及び生糸は、現行の規格を前提とすれば、最終製品の検査だけでもＪＡＳ規格への適合性が判定可能であり、引き続き種格付のニーズが見込まれる
- ・ ＪＡＳ規格が建築基準法に引用されている林産物（例：ホルムアルデヒド発散建築材料；合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材等）については、ＪＡＳ規格に基づく格付が住宅建材としての使用制限とリンクしていることから、認定を受けていない業者の製品（輸入品等）に種格付のニーズが見込まれる状況にあり、これにどう対応するかという問題がある。

（参考）登録格付機関の位置づけの変化

平成11年改正前



平成11年改正後（現行）



（網掛けは、登録格付機関が行う格付行為）

・都道府県及び農林水産消費技術センターによる格付の扱い（論点提示）

論 点

（仮に、 において登録格付機関制度を何らかの形で存続させるという結論となった場合）

都道府県等による格付についても、登録機関による実施に移行すべきではないか。

平成15年10月現在、都道府県が格付を行っているのは、畳表について格付を行う岡山県、福岡県及び熊本県のみであり、独立行政法人農林水産消費技術センターが格付を行っているのは生糸のみである。

「改革実施計画」における「行政代行でない、公正・中立な第三者機関による検査」という観点から、都道府県及び農林水産消費技術センターが登録を受けずに直接格付を行う制度は廃止すべきではないか。（少なくとも、民間機関と同様の登録基準を満たして登録格付機関として登録されなければ、格付を行えないこととする。）

（参考）認定業務に関しては、都道府県及び農林水産消費技術センターの特例はなく、都道府県であっても、民間機関と同様の登録基準を満たして登録認定機関として登録され、事業を行っている。（有機農産物：石川県等，地鶏肉：岐阜県）

現 行

